

2019年（令和元年）11月25日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

一般社団法人生命保険協会

会 長 清 水 博 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 鈴 木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

再 申 入 書

当法人は、貴協会に対し、2019年（平成31年）4月23日付申入書により、貴協会の会員たる生命保険会社各社に対し、消費者が、銀行を保険募集人として契約した外貨建て生命保険契約をクーリング・オフした場合に、生命保険会社各社において円入金特約を締結しているときでなくとも、返金を外国通貨で行うことなく円貨で行う旨指導していただきたく申し入れましたところ、令和元年5月31日付で貴協会より回答書（以下、

「本件回答書」といいます。)を受領致しました。ご対応くださりありがとうございました。

今般、本件回答書を検討しましたところ、そこに記載されている、円入金特約付加の取扱いの拡充、円入金特約を付加しない場合のクーリング・オフの留意点の説明の充実といった措置をとったとしても、下記のとおり、なお不十分であると思料致します。そこで、当法人は、貴協会に対し、本書により再度の申入れをする次第です。つきましては、本申入れに対する貴協会の御回答を、本書面到達後1カ月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 クーリング・オフの制度趣旨と強行法規性

クーリング・オフは、契約の申込又は契約の締結をした消費者が、一定期間内は無条件で、事業者に対する一方的意思表示により、申込を撤回し又は契約を解除することのできる制度です。

クーリング・オフ制度が保険契約に導入されているのは、保険契約は、一般に内容が複雑であるとともに、契約期間が長期で、しかも高額の対価を要する特質を有することから、消費者に対し、事業者からの勧誘にさらされた状況から離脱した上で、冷静に契約内容を改めて理解し直す時間的余裕を付与することにより、成熟した契約意思の形成を促し、真に契約が必要であるとの確信が持てなかった場合には、いったん申込み又は締結した契約に関して、「契約締結の自由」(契約を締結しない自由)の再行使の機会を付与し、もって保険契約を締結するか否かに関する自己決定権を実質的に保障しようとすることにあります。

このようにクーリング・オフ制度は消費者保護の制度であり、消費者が保険契約を解消することを選択した場合には、契約は最初から締結さ

れなかったものと同様に扱われ、一定の法定の例外を除いては、事業者は受領した金銭をすべて消費者に返還しなければならないものです。

特に保険業法309条が消費者保護のための片面的強行規定として消費者の利益を貫徹させようとしている以上、契約形式の選択にあっても、クーリング・オフがなされた場合に保険契約者に一切の不利益を被らせることなく契約関係からの離脱を認めるという、保険業法309条の趣旨を逸脱することは許されず、契約当事者性が失われるような契約形式（自社で円貨入金特約を締結するのではなく、銀行を当事者とする両替契約をさせること）を選択したという理由で、同条の趣旨を回避することは、脱法行為にほかならないと考えられます。

当法人は、本件回答書が言うような「法の規定を超えた対応」を求めものではなく、「消費者保護を求める法の規定に従った対応」を求めているものです。

第2 パブリックコメントにおける金融庁の考え方について

貴協会は、本件回答書において、保険業法309条6項を引用しつつ、平成19年6月12日付けの金融庁から公表されたパブリックコメントの結果からみて、金融庁が生命保険会社の行っている外貨による返還の取り扱いを肯定しているかのように主張しています。

しかし、保険業法309条6項や上記の金融庁の考え方は、保険契約者と生命保険会社の二者しか登場しない場面についてのものです。当法人が問題としている、保険料支払いのための外貨預金口座をつくらせるなどの行為を行っている銀行窓口販売の場合、すなわち、生命保険会社が銀行を生命保険募集人として委託しており、保険契約者と生命保険会社に加え銀行の三者が登場する場面とは、問題状況が異なっています。

当法人は、消費者が、複数の事業者との間で複数の契約を締結せざるを得なかった事案における、複合契約の形式を利用した消費者保護法規の脱法行為を問題としているものであり、2当事者間契約の問題を指摘

しているわけではありません。

銀行窓口販売での外貨建て生命保険契約の事案においては、生命保険会社は銀行を生命保険募集人として委託しているものですから、問題となる条文は、保険業法309条6項ではなく、保険業法309条7項であると考えられます。

第3 両替取引と外貨建て保険契約との関係

貴協会は、本件回答書において、両替取引と外貨建て保険契約との関係に関し、①契約当事者及び契約内容の密接関連性、②手続面の一体性、について論じた上、両契約は別個の契約として締結されているもので、クーリング・オフの効力も切り離して考えるべきであると主張しています。

しかし、本件においては、クーリング・オフの効果に関し、保険業法309条7項という明文規定があることを看過することはできません。

当法人は、貴協会に対する申入書において、保険業法309条7項が、「特定保険募集人その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があった場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。」と定めていることを前提として、銀行窓口販売の外貨建て生命保険の場合、保険募集人たる銀行が消費者から受領した円貨は、両替取引により外国通貨に換金された上、外貨建て生命保険契約における保険料として生命保険会社に納付されるものであるから、当該外貨建て生命保険契約に「関連して」受領した金銭（保険業法309条7項）に該当する、したがって、円貨の返還が必須である、と指摘しているものです。

給付利得における当事者決定基準に関しては、解消された契約関係に基づき定まるという見解と給付の巻き戻しの観点から定まるという見解があります。いずれの見解であっても、単なる交渉補助者にすぎない生命保険募集人が不当利得返還債務の主体となることは民法上ありえ

ないところです。保険業法309条7項は、民法の特則として、生命保険募集人が消費者に対する関係で受領した金銭についての不当利得返還債務を負うことを特に定め、生命保険募集人が利用された場合における消費者保護の拡充を図っているものです。

したがって、本件では実定法である保険業法309条7項の適用を論じれば足りるものであって、密接関連性や手続の一体性といった学理上の抽象概念を問題とする余地はありません。

第4 保険業法309条7項に基づく原状回復

保険業法309条7項は、クーリング・オフがあった場合に、生命保険募集人たる銀行に、生命保険契約に「関連して」受領した金銭の返還義務を定めています。

本件の場合、生命保険募集人たる銀行が消費者から受領した金銭（円貨）は、外貨建て生命保険契約との関連性（保険業法309条7項）が認められます。このことは、以下の各点から明らかです。

記

1 契約の全体的目的

銀行窓口販売の外貨建て生命保険契約の締結においては、消費者、生命保険会社及び銀行の3者は、いずれも円貨の外貨への交換自体はいわば経由地にすぎず、最終的に目的とされているのは外貨建て生命保険契約であることを了解しています。

2 全体としての対価関係

銀行窓口販売の外貨建て生命保険契約の締結において、仮に両替取引が中間に介在したとしても、消費者は、対価としての円貨を支出して、反対給付である外貨建て生命保険契約を購入しているものであり、主観的な対価関係にあるのは、当初支出された円貨と生命保険契約です（円入金特約の手数料や両替取引における両替手数料は、外貨建て生命保険契約締結のための契約コストとして意識され

ています。) 。

3 勧誘及び給付の連続性

両替契約は単独で勧誘されているわけではなく、外貨建て生命保険契約締結に必要とされる前提ないし条件として、外貨建て生命保険契約と一括して銀行により勧誘され、しかも、両替契約の債務履行により供給された外貨は、そのまま外貨建て生命保険契約における保険料として連続的に流用されています。

4 銀行の地位

銀行窓口販売の外貨建て生命保険の締結にあたり、銀行は、生命保険募集人と両替契約の当事者の二つの地位を有するところ、銀行が消費者に対し、まず両替契約の勧誘を先行して行い、両替契約が締結された結果として（たまたま）生じた外貨を利用して、外貨建て生命保険契約の締結をしてはどうかという勧誘がなされている実態は存在していません。銀行は、まず生命保険募集人の立場で登場し、消費者に対し、外貨建て生命保険契約を勧誘し、消費者が生命保険契約の締結の意思を固めた後に、両替契約の当事者として円貨を外貨へ両替する役務を提供しているものです。

以上から明らかなおり、生命保険募集人たる銀行が消費者から受領した金銭（円貨）は、生命保険契約に「関連して」受領した金銭（保険業法309条7項）に該当するものです。少なくとも、消費者が銀行に対して交付した金銭が、外貨建て生命保険と何の関連もなく交付されたものであるということはありません。

なお、貴協会は、銀行が消費者から受領した円貨は、両替契約に基づき受領したものであり、保険業法309条7項における「保険契約に関連して」受領した金銭に該当しない旨、本件回答書において主張されています。

しかし、銀行が消費者から受領した円貨が、両替契約に基づき交付を受けたものであったとしても、なお「保険契約に関連して」受領してい

るという評価は妨げられるものではなく、当該円貨は、両替契約に基づく給付であるとともに「保険契約に関連して」交付された金銭でもあるという二つの側面を有していることは明らかです。

そして、両替契約が存在すること、あるいは円貨の交付が両替契約に基づく給付としてなされていることは、保険業法309条7項による消費者の返還請求権を妨げるものではありません。なぜなら、保険業法309条9項は、保険業法309条7項の消費者の返還請求権を強行法規として保障しており、保険業法309条7項の消費者の返還請求権は、両替契約というような私人間の契約によって左右することができない性質を有するからです。

第5 まとめ

以上のとおり、貴協会が本件回答書において示された法学的見解は、論拠薄弱なものであると言わざるを得ません。

貴協会は、円入金特約を付加しない場合の外貨建て生命保険のクーリング・オフの際の留意点の説明を充実するとの方針のもとで、説明書の交付によって、この問題の解決を図ろうとしていますが、そのような説明は消費者には理解が困難であって実効性に疑問があるとともに、クーリング・オフによる完全な原状回復がなされないという本質的な点の解決を回避した手段であると言わざるを得ません。

当法人としては、再度、貴協会に対し、会員である生命保険会社に対し、銀行窓口販売の外貨建て生命保険のクーリング・オフがなされた場合、円入金特約を付したか否かにかかわらず、消費者に対し、消費者が支払った円貨を返金するよう指導されたく、申し入れる次第です。

以上